

議員提出議案第4号

角田喜和議員に対する辞職勧告決議

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年3月19日

渋川市議会議長 安カ川信之様

提出者	渋川市議会議員	田邊寛治
賛成者	同	田中猛夫
同	同	望月昭治
同	同	山内崇仁

別紙

議員提出議案第4号

角田喜和議員に対する辞職勧告決議

我々、渋川市議会議員は法令を遵守し市民の暮らしの向上に努めなければならない。議案の採決において議員各々の判断には大きな責任が生じる。

角田喜和議員は令和5年12月定例会において、急な発熱により本会議を遅刻し採決を回避したことで、重要な議案の議決に大きな影響を与えた。その上、病院の診察後、追加提出された議案の否決を目的として、一部議員からの呼び出しにより議会へ出席するという不可解極まりない行動を取った。

また、これらの行動について、党機関紙に間違いを認める記事を掲載し、後日、議員全員協議会において、内容、意思の説明を求めたところ、非常に不誠実な対応をされた。自分のしたことに対する重大さの認識に欠け、党機関紙の記事の内容とは違い、反省の姿勢は何えず、謝罪さえもなかった。

角田喜和議員のこうした一連の行動は渋川市議会議員として著しく品位を欠くものと言わざるを得ず、市民の渋川市議会に対する信用を大きく傷つけた責任は免れることはできない。

よって角田喜和議員に対し、渋川市議会議員として責任意識を欠いた行為を真摯に受け止め、自らの意思により議員を辞職することを勧告する。

令和6年3月 日

渋川市議会